様式第8号（第5条関係）

指定居宅介護支援事業者指定取消通知書

指令番　　　号

年　　月　　日

様

産山村長 　　　　　　　印

介護保険法第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者について、下記のとおり指定を取り消しましたので、阿蘇市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則第5条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 事業者名 |  |
| 介護保険事業所番号 |  |
| 指定年月日 |  |

（教示）

この通知に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、阿蘇市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、阿蘇市を被告として（訴訟において阿蘇市を代表とする者は阿蘇市長となります。）提起することができますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起できます。

1. 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。